

一般財団法人横浜総合医学振興財団定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人横浜総合医学振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市金沢区に置く。

2 この法人は、必要に応じ、従たる事務所を置くことができる。従たる事務所に関する規定は、理事会の議決を得て、別に定める。

(目 的)

第3条 この法人は、医学及び医療に関する諸科学の研究活動や医学・医療関連事業を助成するとともに医学教育を支援し、かつ医学及び医療に関する啓発を推進することにより、神奈川県内の医療水準の向上を図り、もって県民の健康の保持、増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学及び医療に関する研究活動並びに医学及び医療の関連事業に対する助成
- (2) 学術交流、学術講演会開催、海外研修、医学教育振興事業等の公立大学法人横浜市立大学関係者が行う医学関連事業に対する助成
- (3) 医学及び医療に関する啓発事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

(収益事業)

第5条 この法人は、前項の事業の実施に必要な財源を得るため、次の収益事業を行う。

- (1) 公立大学法人横浜市立大学附属の病院内売店の経営

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 特定資産は、この法人の目的である事業を行なうために必要な財産として理事会で定めたものとする。
- 4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産及び特定資産の維持及び処分)

第8条 この法人は、基本財産及び特定資産についてこの法人の目的を達成するために適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 特定資産の一部を処分しようとするとき及び特定資産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 第1項の規定により承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
- 3 定款については、主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸

借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内であつて、これらの者と生計を一にする

者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権 限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (3) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (4) 役員の報酬並びに費用の額の決定
- (5) 定款の変更
- (6) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (7) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 残余財産の処分
- (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は年1回、毎事業年度了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(召集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が召集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(召集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、及び目的である事項を記載した書面をもって召集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ること

なく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 24 条 評議員会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が評議員会の議長となる。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席が無ければ開催することができない。

(決 議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。ただし、定款の変更のうち、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についての決議は、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上に当る多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 27 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第22条第1項の理事会において定めるものとし、第23条から前条までの規定は適用しない。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第22条第1項の理事会において定める。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。第 27 条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面及び前条の規定により作成した評議員会への報告の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(役員等候補選出委員会)

第 30 条 評議員会に役員等候補選出委員会を置く。

- 2 役員等候補選出委員会の構成及び運営に関する規程は、評議員会で定める。

第 4 章 役 員 等

(種類及び定数)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち 1 名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）に規定する代表理事とする。

(選任等)

第 32 条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 34 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする召集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) その他法令で定められた事項

(役員任期)

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第 31 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第37条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第38条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第39条 この法人に顧問10名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、顧問には費用を弁償することができる。

(顧問の職務)

第40条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(設置)

第41条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 42 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の招集に関する事項の決定
- (2) 事業計画書及び収支予算書の策定等のこの法人が行う業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財の決定
- (7) 重要な使用人の解任及び選任
- (8) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (9) 役員等の損害賠償責任の免除

(種類及び開催)

第 43 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。
- (4) 第 3 4 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に理事会の召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(召 集)

第 44 条 理事会は、理事長が召集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が召集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段による場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を召集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を召集しなければならない。

4 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席が無ければ会議を開くことができない。

(決議)

第47条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第48条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 前項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第48条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するため、必要に応じて、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会に関する規程は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規定
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第54条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する規程は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法につ

いては変更することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第56条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第202条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金処分の制限)

第59条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第62条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第11章 補 則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、穂坂正彦及び井出研とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

綿 引 幹 男
中 島 僚
加 行 尚
南 陸 彦
原 田 昌 興
内 山 陸 雄
後 藤 英 司
窪 田 吉 信
小 宮 弘 毅
山 本 勇 夫
井 上 登美夫
緒 方 一 博
玉 井 拙 夫
仙 賀 裕